原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、□TPP11協定、□EU協定）

|  |
| --- |
| 1. 仕入書の番号及び日付
 |
| 2. 原産品申告書における産品の番号 | 3. 産品の関税分類番号 |
| 4. 適用する原産性の基準□WO又はA □PE又はB □PSR又はC（PSR又はCの場合は以下もチェックすること）□CTC又は1・□VA又は2・□SP又は3・□DMI又はE・□ACU又はD |
| 5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 |
| 6. 上記5．の説明に係る証拠書類の保有者□生産者、□輸出者、□輸入者 |
| 7. その他の特記事項 |
| 8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　　　　　　　　　印又は署名（代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　　　 印又は署名　　　作成　　　年　　　　月　　　　日 |

※WO又はA：完全生産品、PE又はB：原産材料のみから生産される産品、PSR又はC：実質的変更基準を満たす産品、CTC又は1：関税分類変更基準、VA又は2：付加価値基準、SP又は3：加工工程基準、DMI又はE：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU又はD：累積

（規格Ａ４）

　原産品申告明細書は、適用する協定のボックスにチェックを付し、原産品申告書の産品毎に作成する。

記　載　要　領

「原産品申告書における産品の番号」欄には、原産品申告書（Ｃ－5292、Ｃ－5292-3又はＣ－5292-４）中「産品の概要」における産品の欄の番号（[１]、[２]など）を記載。

　「適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付す。なお、原産品申告明細書中の記号（Ａ～Ｅ、１～３）はEU協定に係るものである。

　「原産性の基準を満たすことの説明」欄には、適用する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる、以下のような事実を記載。

（注１）以下の記述は例示であり、どのように原産性の基準を満たしているのかについての説明が記載されたものであれば、以下の例示に限定されるものではないので留意。

* 完全生産品：当該産品が、適用する協定において完全に得られた産品であることを確認できる事実（オーストラリア協定の場合、第３・３条(a)から(ｌ)までのいずれに該当するのか等）
* 原産材料のみから完全に生産される産品：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が適用する協定上の原産品であることを確認できる事実
* 関税分類変更基準：すべての非原産材料の関税率表番号。

（注２）適用する協定によりHSのバージョンが異なること、及び、適用する品目別規則に応じた関税率表番号の桁数とすることに留意。また、例えば、４桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（２桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は２桁までで足りるので留意。

* 付加価値基準：各協定に規定されている計算式を用いて、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実

（注３）計算に使用する原産材料及び非原産材料の価額とは輸出締約国における価額とし、非原産（一次）材料の価額は輸出締約国に輸入された際のCIF価額である。これらの価額が不明な場合には当該材料を産品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。

* 加工工程基準：当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる製造工程
* その他の原産性の基準：輸入しようとする産品が適用する協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

（注４）「原産性の基準を満たすことの説明」欄への記入にあたり、記載しきなれない場合は、別添のとおりとして、別の紙にその説明となる事実を記載し、提出することも可。

（注５）上記の事実について、既存の資料がある場合には、当該資料に5.欄以外の事項を付記したものを提出することも可。

　「作成者」欄において、代理人が作成する場合には、代理人の押印又は署名をし、作成者の押印又は署名を要しない。